薬草文化発信事業委託業務 公募型企画提案説明書

1 業務名

薬草文化発信事業委託業務

2 業務目的

薬草文化発信事業公募型企画提案 委託業務仕様書(以下「委託業務仕様書」という。)に記載の とおり

3 業務の内容

委託業務仕様書(別記1)のとおり

4 契約期間

契約締結の日から令和7年1月20日(月)まで

- 5 委託契約の方法等
- (1) 契約方法は、随意契約(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号)による。
- (2) 企画提案を公募し、その内容を審査して最良の提案をした者を特定し、随意契約の相手方の候補 とする手続き(公募型企画提案)による。
- 6 委託上限額

金2.970.000円(消費税及び地方消費税10%を含む。)

7 公募型企画提案への参加資格

次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定(平成7年12月奈良県告示第425号) による競争入札参加資格者で、営業種目大分類「Q役務の提供」、中分類「5広告・イベント業 務」、小分類「①広告・イベント業務」に登録している者であること。

8 手続き等

- (1) 参加申込書の提出期限、提出先、提出方法及び提出物
 - ア 提出期限は、令和6年6月17日(月)午後5時(必着)とする。
 - イ 提出先は、下記12の問い合わせ先とする。
 - ウ 提出方法は、持参又は郵送(配達を証明できる方法によること。提出期限必着。)とする。 郵送の場合は、封筒に「薬草文化発信事業委託業務 公募型企画 参加申込書在中」と朱書きすること。
 - エ 提出書類は、以下のとおりとする。
 - 1 参加申込書【様式1】
 - 2 誓約書【様式2】
 - 3 参加申込者概要書【様式3】(会社概要などがあれば添付すること。) なお、参加申込書提出後に辞退する場合は、速やかに12の問い合わせ先に連絡するとともに、 参加辞退届【様式4】を提出すること。
- (2) 企画提案書にかかる質問及び回答
 - ア 企画提案書にかかる質問の受付期限は、令和6年6月10日(月)正午までとする。
 - イ 質問先は、下記12の問い合わせ先とする。
 - ウ 質問方法は、質問票【様式5】により、FAXによることとする。

- エ 質問に対する回答は、経営支援課のホームページに回答を掲載する。
- (3) 企画提案書の提出期限、提出先及び提出方法
 - ア 提出期限は、令和6年6月24日(月)午後5時(必着)とする。
 - イ 提出先は、下記12の問い合わせ先とする。
 - ウ 提出方法は、持参又は郵送(配達を証明できる方法によること。提出期限必着。) 郵送の場合は、封筒に「薬草文化発信事業委託業務 公募型企画 提案書在中」と朱書きすること。
 - エ 提出書類は、以下の書類を各9部 (正本1部・副本8部)提出すること。 正本1部には事業者(会社)名を記載し、<u>副本8部には事業者(会社)名、ロゴマーク等事業者</u> を特定できる情報を一切記載しないこと。
 - ① 企画提案書(表紙)【様式6】
 - ② 企画提案書(本体)次に示す項目について、具体的に記載すること。(委託業務仕様書(別記1)及び評価基準(別紙)をふまえて記載すること。)
 - 1 業務遂行能力
 - ア 事業の実施方針(事業の目的、趣旨を理解した全体像について)
 - イ 業務スケジュール (業務の全工程を記載)
 - ウ 業務の実施体制(業務責任者、業務担当者、それぞれの担当業務、連携体制等 を記載)

2 企画提案内容

- ・販売イベントに係る企画立案業務
 - ア 企画提案する販売イベントの提案理由(なぜそのイベントが奈良県に適しているか等)並びにブースデザイン(全体レイアウト、展示台、会場装飾等)の イメージ、展示コンセプト及びその狙い
 - イ 広報手法及びその狙い
 - ウ 奈良県ゆかりの薬草関連商品の魅力発信・知名度向上に効果的なコンテンツの 内容
 - エ 薬草文化の発信に関するコンテンツ (パネル展示等) の内容
- ・出展者の選定業務
 - ア 募集する商品カテゴリ(出展方針、求める商品像)の案、考え方(テーマ)及 びその狙い
 - イ 想定される商品を選定する専門家の業務実績等、及び出展者(商品)の選定方 法の案、評価の考え方
- ・出展者向けの出展に関する業務
 - ア 販売イベントに向けて意欲、理解が増す実施方針、実施概要(出展者への助言、 説明内容)の内容等
 - イ 想定される出展に関する業務のアドバイザーの業務実績等
- ・販売イベント設営、運営業務
 - ア 開催時の設営、撤去、管理等の運営についてのオペレーション
 - イ 想定される商品のディスプレイ指導、調整する者の業務実績等
- 3 経費

事業費の見積り額

9 審査の方法

- (1) 参加資格を有する事業者から提出された企画提案を、薬草文化発信事業委託業務 事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において評価基準(別紙)に基づき審査し、最も優秀な提案を行った事業者を特定し、契約の相手方の候補(以下「被特定者」という。)とする。
- (2) 提案者が2者以上ある場合は、各委員による合計点が、満点の6割以上の者のうち、最も高い点を獲得した者を契約候補者として選定する。
- (3) 提案者が1者の場合は、各委員による合計点が、満点の6割以上で、かつ委員会の審議により認められた者を契約候補者として選定する。

- (4) 提案者は、選定委員会において、提案の内容についてプレゼンテーションを実施する。なお、選 定委員会の開催日程については、提案者に対して後日通知する。
- (5) 提案者が5社以上となった場合は、提出があった提案書をもとに第一次審査を実施し、選定委員会へ諮る案件を絞り込むことがある。
- (6) いずれの場合においても、必要に応じて、提案者に対してヒアリングを行うことがある。

10 その他留意事項

(1) 採否結果の通知

採否については、提案者あて文書により通知する。下記12問い合わせ先の場所にて、事業者名を伏せた上で令和7年1月20日(月)まで閲覧できる。なお、審査結果に対する一切の異議申し立ては認めない。

- (2) 7に記載する資格がない者が行った入札を無効とする。
- (3) 入札参加者が次のいずれかに該当する事由があると認められる場合は、失格とする。
 - ア 企画提案に対して、二以上の提案をした場合。
 - イ 参加申込書又は企画提案書において、提出方法、提出先、提出期限が適合しない場合。
 - ウ 参加申込書又は企画提案書において、記載すべき事項の全部又は一部について記載がない場合。
 - エ 参加申込書又は企画提案書において、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
 - オ 参加申込書又は企画提案書において、添付すべき書類の添付がない場合。
 - カ 参加申込書又は企画提案書において、虚偽の内容が記載されている場合。
 - キ 委託上限額を超える見積り書が提出された場合。
 - ク その他提出書類に虚偽の記載をした場合。

(4) 提案後の失格

提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に提案者が失格事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失う。また該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行う。

(5) 再委託の可否

- ア 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行 うため、あらかじめ県と協議の上、必要と認められたときは、主要な部分を除いて業務の一部を 他者に再委託することができる。
- イ アにより再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方(相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先)、再委託する業務の内容、再委託を行う理由、再委託の相手方を選定した理由、再委託契約(予定)金額、その他必要と認められる事項について記載した書面を県に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- ウ 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

(6) その他

- ア 本件公募型企画提案への参加において生ずる費用は、提案者の負担とする。
- イ 提出のあった参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- ウ 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の提出、追加訂正、差し替えは一切認めない。
- エ 提出のあった企画提案書は、本件公募型企画提案の審査のためにのみ使用するものとし、他の目的では使用しない。
- オ 委託業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本とし、奈良県と被特定者が協議して決定 する。
- カ 被特定者と奈良県契約規則等に基づき、前記才の協議を経て、提案のあった見積り価格の範囲内 で委託契約を締結する。

11 契約の不締結

被特定者と契約締結までの間に、被特定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

(1) 被特定者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所 (常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその 者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員であるとき。

- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 被特定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 被特定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接 的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、被特定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

12 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県産業部 経営支援課

流通・サービス産業係「薬草文化発信事業委託業務」担当あて 電話番号 0742-27-8133 FAX番号 0742-23-1396 ホームページURL https://www.pref.nara.jp/66441.htm

以 上